

被災地における放課後の児童の心のケア支援事業（案）

【 事業の趣旨 】

東日本大震災津波の被災地である本県沿岸市町村において、被災児童の放課後の居場所を確保する事業を実施する。これにより、①遊びを通じた心的ストレスの解放と精神的な安定による心のケア、②放課後における教職員の負担軽減、③被災地における失業者（職業安定所登録者）の雇用確保、④地域の活性化を図ることができる。実施に当たっては、「緊急雇用創出事業」を活用することとする。

市町村（事業主体）

※ 事業内容が市町村によって大きく異ならないよう、県として下記のガイドラインを提示するが、実施にあたっては事業主体である市町村が地域の実情を踏まえ、適宜設定するものとする。

雇用①；市町村コーディネーター 1名

- ・勤務場所；市町村教育委員会
- ・勤務形態；1日（8h）勤務×200日
[賃金上限額]1,000円×8h=8,000円+交通費 等
- ・勤務内容；ア プログラム作成と居場所の運営
イ 避難所児童の継続的な状況把握
ウ 学校との連絡調整 等

※必要に応じて「心のケア専門員」（1名）の追加雇用

雇用②；放課後指導員 1箇所につき2～3名

- ・勤務場所；放課後の居場所
※児童館・学童クラブ等の放課後の居場所が確保されていない避難児童のいる小学校区
- ・勤務形態；半日（4h）勤務×200日
[賃金上限額]1,000円×4h=4,000円+交通費 等
- ・勤務内容；ア 遊び・学びのプログラムの企画・実施
イ 避難児童の継続的な把握と支援
ウ 安全な下校指導 等

※児童が避難所等に帰る 17:00 頃までの遊びの指導に当たる

県（「緊急雇用創出事業」で支援）

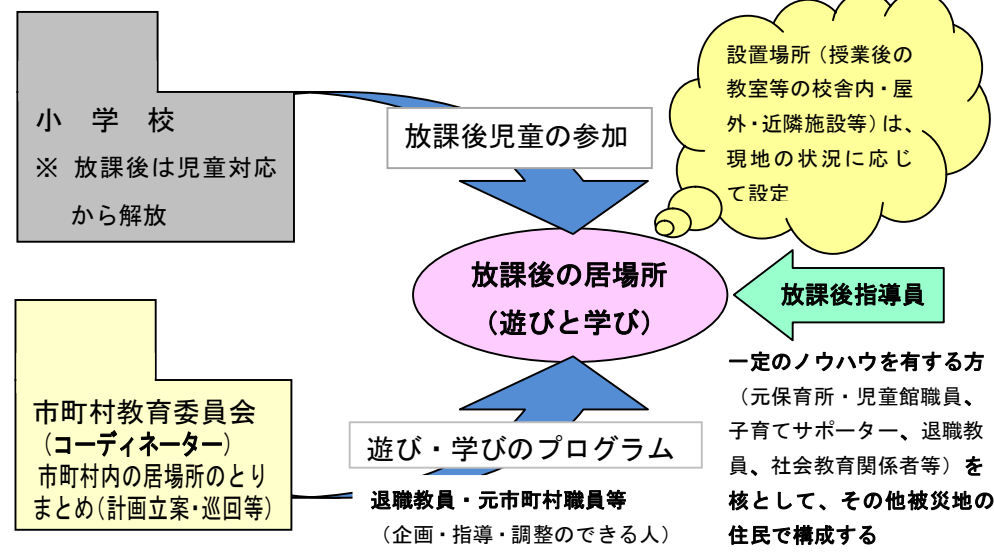
支援① 市町村への財政支援（10/10）

支援② 申請・推進にあたっての人的支援（県が実施）

- ・市町村訪問等による書類作成支援
- ・プログラム編成・居場所運営の支援
- ・関係者の研修機会の提供 等

支援

放課後（避難所等に帰るまで）の居場所づくりのイメージ



※ 「緊急雇用創出事業」；2008年から失業者を救済する目的で始められた事業。2011年4月に、東日本大震災によって被災した失業者を雇用する「震災対応分野」が追加された。

※ 備品・遊具について；文部科学省「東日本大震災・子どもの学び支援ポータルサイト（<http://manabishien.mext.go.jp/>）」等を活用し、市町村又は県が準備する。